

# 平成27年第2回東洋町議会定例会会議録

(第 2 号)

平成27年6月15日(月)

東洋町議会

余 白

## 平成27年第2回東洋町議会定例会会議録

招 集 場 所 東洋町役場 議会議場  
開 会 平成27年6月15日(月) 午前9時00分宣告  
出 席 議 員 (9名)  
議長 今宮 裕明 君 副議長8番 西岡 尚宏 君  
1番 福島 登 君 2番 平山 照生 君  
3番 高畠 俊彦 君 4番 小松 熙 君  
5番 武山 裕一 君 6番 小野 正路 君  
7番 田島毅三夫 君

欠 席 議 員 (0名)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町 長 松延 宏幸 君  
副 町 長 大坂 哲也 君  
会 計 管 理 者 川田真由美 君  
教 育 長 奈良崎幸一 君  
総 務 課 長 光本 速雄 君  
税 務 課 長 安岡 良仁 君  
住 民 課 長 光本 孔士 君  
産 業 建 設 課 長 伊吹真貴博 君  
教 育 次 長 藤村明美智 君  
地域包括支援  
センター事務局長 欠 席  
総務課長補佐 北川 晃彦 君  
総務課長補佐 長崎 正仁 君  
税務課長補佐 福原 良幸 君  
産業建設課長補佐 小池 昭平 君  
代表監査委員 欠 席

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長 生松 克祐  
事務局職員 原田 容子

議 事 日 程

別紙のとおり

議事のてんまつ

別紙のとおり

会議録署名議員

7番 田島 毅三夫 君 8番 西岡 尚宏 君

平成27年第2回東洋町議会定例会議事日程

(第 2 号)

平成27年6月15日(月) 午前9時00分開議

- [日程第1] 議案第28号 専決処分事項「東洋町税条例等の一部を改正する条例」の承認を求めることについて
- [日程第2] 議案第29号 専決処分事項「東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて
- [日程第3] 議案第30号 専決処分事項「東洋町介護保険条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて
- [日程第4] 議案第31号 専決処分事項「平成26年度東洋町一般会計補正予算(専決第2号)」の承認を求めることについて
- [日程第5] 議案第32号 専決処分事項「平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第6] 議案第33号 東洋町介護保険条例の一部を改正することについて
- [日程第7] 議案第34号 平成27年度東洋町一般会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第8] 議案第35号 平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第9] 議案第36号 平成27年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第10] 同意第3号 副町長の選任につき同意を求めることについて
- [日程第11] 発議第3号 東洋町議会会議規則の一部を改正することについて

- [日程第12] 発議第4号 「最低賃金の大幅引き上げ」を求める意見書
- [日程第13] 発議第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- [日程第14] 発議第6号 「先生のいない教室」・教職員不足を解消するために、臨時教職員・正教職員確保のための一層の施策充実を求める意見書
- [日程第15] 発議第7号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書
- [日程第16] 発議第8号 「大学生への給付制奨学金創設」を求める意見書
- [日程第17] 発議第9号 特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書
- [日程第18] 議員派遣について
- [日程第19] 閉会中の継続審査・調査の申し出について
- (1) 総務教育民生常任委員会
  - (2) 産業建設常任委員会
  - (3) 議会運営委員会
- [日程第20] 一般質問

余 白

平成27年第2回東洋町議会定例会 平成27年6月15日 月曜日  
議事のてんまつ

議長

(今宮 裕明議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。

これより、平成27年第2回東洋町議会定例会を開きます。

(再開時間:9時00分)

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、議案として、専決処分事項条例3件及び補正予算2件、条例1件、補正予算3件、人事1件、発議7件、議員派遣1件、閉会中の継続審査・調査の申出1件の計19件、それと一般質問であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

6月11日、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会をそれぞれ開催し、その報告書が届いております。

産業建設常任委員長から、継続審査でありました、最低賃金の大幅引き上げ、全国一律の最低賃金制度を求める意見書採択要望書は一部採択と、総務教育民生常任委員長から、本定例会の開会日に付託を受けた、2016年度地方財政確立に向けた地方自治法第99条に基づく議会採決、先生のいない教室・教職員不足を解消するために、臨時教職員・正教職員確保のための一層の施策の充実を求める陳情書、国の責任による35人以下学級の前進を求める陳情書、大学生への給付制奨学金創設を求める陳情書、特別支援学校の設置基準策定を求める陳情書は採択と、国の教育予算を増やして高校無償化を復活し、給付制奨学金の確立をもとめる陳情書は不採択と、安全保障関連法案の制定の中止を求める意見書提出を求める陳情書は、継続審査との報告がそれぞれありました。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入ります。

日程第1、議案第28号、専決処分事項、東洋町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を議題とします。

質疑について、まず、本会議で提出された全ての議案に対し、1人1時間以内、答弁時間も1時間以内とし、一問一答方式で行います。また、議会会議規則第54条の規定により、発言は、全て簡明にするものとし、議題外に

わたり、またはその範囲を超えてはならず、質疑に当たっては、自己の意見を述べるができないことになっております。その規定に反すると認めるときは、同規則第2項の規定により注意し、なお、従わない場合は発言を禁止します。

次に、試行として反問権を導入します。執行部は反問する場合、反問しなすと発言のうえ、挙手願います。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論は、議題となっている問題に対する自己の賛否の意見表明であり、自己の意見を他の議員に賛同させることであります。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第28号、専決処分事項、東洋町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第2、議案第29号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第29号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第3、議案第30号、専決処分事項、東洋町介護保険条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第30号、専決処分事項、東洋町介護保険条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第4、議案第31号、専決処分事項、平成26年度東洋町一般会計補正予算専決第2号の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第31号、専決処分事項、平成26年度東洋町一般会計補正予算専決第2号の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5、議案第32号、専決処分事項、平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第32号、専決処分事項、平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6、議案第33号、東洋町介護保険条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありますか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第33号、東洋町介護保険条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第34号、平成27年度東洋町一般会計補正予算第1号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。はい、7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君議員)

通告してあります。マイナンバーカードの事務委託交付金99万5千円について、何点かお聞きしたいと思います。

1つ目に、国はですね、全国民に番号をつけて、氏名や住所、性別、生年月日などの個人情報を掌握すると、こういうことで今、動いております。ですが、その他どの様な情報が登録されるのか、我々住民が今非常に危惧しておりますが、家族構成や職歴、収入、預金残高、借金の有無等まで網羅されるのか、お聞きしたいと思います。

2つ目に、このカードの個人情報の管理ですね、それはどこがどのようにして行うのか、お聞きしたいと思います。

3つ目に、10月から交付の受付に入ると聞いておりますけれども、この99万5千円でマイナンバー制度の住民周知はどのようにして行うのか、どうやって個人情報を収集するのか、どこへ委任するのか、こういう情報収集は半強制的になるのかなど思ったりもしておりますが、その所をお聞きしたい。また、個別訪問してから、1軒1軒回って収集するのかということも思っておりますが、宜しくお願いします。

4つ目に、これによって国民及び行政側にはどのようなメリットがあるのか、また逆にどの様なデメリット、リスクがあるのか、我々住民、国民にとっ

てですね、どういうデメリットあるいはリスクがあるのか。今、分かっている範囲で構いませんので、想定される範囲で構いませんので、宜しく答弁お願い致します。

5番目に、今後施行されるまでのスケジュールと申しますか、町がどのようにして動いて、国が動いて町が動いて、そして我々の所にそれが登録されて完結するのか、そのスケジュールをお聞きしたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

それでは、私の方からマイナンバーについてお答えをしたいと思います  
まず、どのようなデータが記録されるのかということでございますけれども、基本的にカードに記録されるのは、住所、氏名、生年月日、性別の基本情報といわれるものになります。その他ですね、記録されるというものについては、公的個人認証を利用されている方は、その電子証明書が記録をされるようになります。東洋町の場合は、大変その登録をされている方は少数ですので数人になると記憶しています。それ以外は、基本的には記録されることはありませんが、市町村によっては、条例で定めたデータを記録するというようなところもあると聞いております。ですが、今のところ東洋町では市町村にある条例で定めたデータの記録ということはありません。ですから、基本4情報、住所、氏名、生年月日、性別ということになります。

カードの管理ということでお伺いしてたんですけれども、今その情報ということと思いますが、カード自身でしたら当然、各個人が管理するようになりますけれども、カードの中に記載されておる、記録されておる情報ということになりますと、一元管理するところはありません。例えば、住民票の基本4情報であれば各市町村が、税の情報であれば例えば税務署になり、それぞれの機関がそれぞれの情報を管理するというふうになって、一元管理をするところはありません。

次に、99万5千円でどういうふうにというお話でしたけれども、この99万5千円というのはカードを作るのがですね、地方公共団体情報システム機構という組織がありまして、そこにカードを作って貰う経費、東洋町分のカードの経費として99万5千円を支払うものであって、これでその情報なりの調査をするというものではありません。それと、強制か任意かということであり

ますけれども、カードを作ること自体については強制はされておられません。ただし、記録は法で規定をされておりますので、そのデータについては当然記録をされてしまいます。

次に、双方にメリット、デメリットあるいはリスクがどういうものかというお話ですけれども、メリット、デメリット、リスクでいきますと、住民の方は、特に東洋町なんかの場合、高齢者の場合、免許証をお持ちでない方が多いので、身分証明書として使えると、免許証の代わりのようなものになります。それと、年金とか児童手当など、各種手当での申請時に添付書類が省略される、例えば住民票を取ってくるとか、所得証明を取ってくるかという手間が省けて、その手続きをする場所へ行けば、そのまま手続きが出来るようになります、カードがあれば。それと、行政側としては、確かな情報の元に早く処理を進めることが出来るということで、効率的な事務処理が出来るということが挙げられております。ただ、デメリットというよりは、リスクになるわけですけれども、情報漏洩の心配をされる方が一番多いようです。それと、あとですね、どのように周知をしていくかということですが、周知については広報なりで周知をしていくというふうに考えております。それとあと、今後のスケジュールということですが、今分かっている範囲でお答えしますと、本年10月から通知用のカード、本来のカードは写真とかICカードが入ったものになるんですけれども、紙ベースの番号と名前なりを書かれたカードが10月から各自に発送されます。そのカードについておる申請書で、各自が本体のカードを申請するようになります。正規カードになるわけですが、その出来上がった正規カードは町に送られてきます。各個人に送られることはありません。受け取りは町で行うようになって、その時に町の方で本人確認を同時に行います。それで、本人確認が出来次第ですね、本人にカードを渡すということになります。ただ、そのあとですね、平成28年1月からは徐々に動き出していきますけれども、そのカードを使って全ての事務が行われるようになるのは、平成29年7月からの実施というふうに聞いております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)  
今、課長の方から1つの危惧というのか、心配をされておりましたが、この、1番我々が心配しているのが個人情報保守といいますが、漏洩とい

いますか、それでありませう。今、年金の問題もありますね。その他色々、国の情報もインターネットとかそういうものでサーバーされたり、盗まれたり色々されておりますけれども、この我々の個人情報がどのようにして守られるのか、この今言う保守ということについては安全は大丈夫なんでしょうか。課長に聞いても分からんと思っておりますけれども。そこが一番心配しております。分かる範囲でお聞かせて下さい。色々、これがやられたらこれという形で、あるいは、またそういう機械的な保守といいますか、あると思っておりますが、一番我々が心配しているのが、あくまでもそれを使うのは人間であります。職員であります。だから、その人間の間違いというのがね、それが多々起こっておりますので、そういう心配もしております。管理上における漏洩の心配ということを、それに対応をどのようにするか、お聞きしたいと思っております。

また、万一の時に今の年金のような形で住民さんに実質的なその事によって、損害といいますか不利益といいますか、それが起こった場合などは、それはどこが責任を持つんですか。住民の損害や苦痛に対する責任はどうするのかなどという、これはこのマイナンバーカード法の中に決められておればお聞きしたいと思っております。それから、これはストップがかかるか分かりませんが、一番気になっているのは、これが次第次第にインターネットとか、機械、電子的なもので我々の情報とかそういう数値的なものが全て掌握されております。予算書を見ましても、そういう関係の、そういうシステム代といいますか、そういう管理費とかどんどん増えておりますが、こういうことが、このままどんどん増えていくということに対して、必要なものは仕方ないとしても、余りにもこれがね、全てこういうもので人間を、人を統括するということは非常にうちは心配しております。町の職員さんにとっては、担当する職員さんにとっては、こういうことをする時には、そういう数字だけでなく、カードだけでなく、一人一人の人格ということに気をつけていただきたい。要望といいますか、そうなりますが、そういうことも今後の中に、町の中でそういう歯止めはかけていけるのかどうか、課の中でかけるのかどうか、そういうこともお聞きしたいと思っております。みな質問になりましたけれども、お願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

光本孔士住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

どういふふうな保護とか、対応が取られておるか、ということについてお答えしたいと思いますけれども、私が今、手に入れている資料におきますと、

まず、1つは制度面からの保護措置ということで、法によってですね、情報を扱える人間を規定するとか、情報を漏洩させたとか、本来の目的に沿ってない使い方をしたとかという場合にはですね、法的な罰則強化が強くされておりまして。それとあと、それとは別に、システム面における保護措置ということですが、これについてもまず、先ほども言いましたけれども、各種情報については一元的に管理するところは作っていないということです。ですから、住基なら各市町村がそれぞれ管理する、年金の話も出ましたけれども、年金なら年金機構がそれを管理するというふうには、一元で全部管理出来る所は作っておりません。

次に、機械上も情報にアクセス、閲覧出来る人間が規定されてしまいます。それと、もう1つですね、例えば、税の情報を問い合わせる、所得証明を問い合わせるとかいった時にですね、各個人に番号が当然、12桁ですけども、仮に1番だったら1番ということで問い合わせをかけるわけですけども、それを暗号化して別なものに置き換えて税に問い合わせをかける、あるいは他の問い合わせがあった場合には、別の暗号化をして別な所へ問い合わせると言うことで、例えば1番なら1番であちこちへ問い合わせるということはありません。問い合わせる先によって全部番号が変わってくるというような、簡単に言えばそういう形で問い合わせをします。万一、漏洩したということが分かった場合には、すぐに番号を全部切り替えてしまう、再発行をするというような手立てをとると聞いております。私が今聞いておるのは、そういう部分を聞いておるところです。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

他に質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第34号、平成27年度東洋町一般会計補正予算第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第35号、平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

国保保健指導事業委託料220万2千円の運営についてということで、何点かお聞きしたいと思います。この指導委託事業は、県下でも特にといつたら言い方が悪いですが、多いといわれる本町の国保医療費の増加に対し、その節減と住民の健康を守る目的で、高知の専門職に、その保健指導を依頼する事業と聞いておりますが、いかがでしょうか。その事業内容及び委託先を聞きたいと思います。これが1点目です。2つ目に、国保医療費の増加は一般会計からの繰り出しが増え、回って住民の国保税アップに繋がりますが、本町の医療費が他の市町村と比較して多い原因の分析は出来ているのでしょうか。3つ目に、住民の健康増進、ひいては医療費の削減の為に集団検診の受診の呼びかけなどを行っていますが、成果は出ているのでしょうか。また、この事業の中で他の対処の方策を考えているのでしょうか。考えておれば、お聞きしたいと思います。以上3点です。

議長

(今宮 裕明議長)

光本孔士住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

それでは、国保についてお答えしたいと思います。まず、最初に委託先ということだったと思いますので、委託先については高知市にあります、ジェイエムシー株式会社というところ一軒しかないわけですが、そちらへお願いするという予定をしております。その委託の内容ですけれども、先ほど議員が言われましたように、受診率の向上を目指すということもひとつの大きな目的となっておりますので、受診勧奨を行うということがひとつの目玉となっております。どういうふうなことをするかといいますと、保健師あるいは管理栄養士などの専門職によります、受診勧奨を行います。併せて、その時に保健指導が中心になるとは思いますけれども、個別に簡単なものを出るようになるというふうな事業を計画しております。例えば、今年度の受診予定の意向ですね、受けますか、受けませんか、から始まってですね、例えば通院の状況なんかもお話を伺って、専門的な立場から必要を見てそういう様々な相談も実施できるというふうな事業です。それとですね、医療

費の状況、分析ということでしたけれども、医療費につきましては、市町村ごとに高い安いで数字だけは出てきますけれども、東洋町の場合でいいますと、22年から26年までで概算の数字、端数までは言いませんけれども、どうなっているのかというと、平成22年からですね、大体4億2千万円、23年が4億3千万、24年が4億4千万、25年が約4億、26年が4億3500万というふうに、大体ですね、4億から4億4千万の間くらいで年によって違いますけれども、推移をしております。医療費でありますので、これは仕方ない話なんですけれども。それとあと、東洋町の場合ですね、比較的多い疾患として分かっているのが、まず一番多いのが高血圧、次に脳梗塞、続いて糖尿病、脳出血が特に上位に上がっております。これについては、市町村ごとに既にデータが出ております。それとあとですね、住民の健康増進、あるいは、医療費に対処する方法ということですが、こういうこともありまして、積極的にですね、とにかく積極的に受診を受けていただいて、まずは、予防に努めていただきたいわけですが、万一病気になっても早く分かって、早く手当が出来てという事がですね、本人も辛いこともないですし、保険者としても医療費を抑えることが最終的に繋がって、保険料のアップも押さえていけると考えておりますので、そういうことで受診を受けていただいて、早期発見とかですね、早期治療に繋がっていただく事が一番と考えておりますので、こういう事業を導入したということでもあります。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

何点か再問させていただきます。一番、自分たちもこういう年齢になってきて、周りの人の声を聞いたり、話を聞いたりする中に、本当に足が痛いとか腰が痛いとか、あっちが悪いこっちが悪い、検診に引っかかったというような声が今、周りでいっぱい起こっているような年齢になってきております。平均寿命といえますか、年齢が最悪だったといわれる長野県がですね、県民を上げて減塩運動を行った、取り組んだ結果、それが改善されたという事が新聞やテレビでよく報道されております。本町も平均寿命の推移や各種病気の罹病率、先ほどどういう病気が一番多いか少ないか聞きましたけれども、罹病率や塩分摂取量、運動量、飲酒、喫煙量などのですね、そういう健康に関するデータを収集して、その原因を突き止め、住民さんに公開し、



全町上げた健康運動の推進なども、この推進事業の中に組み込まれているのでしょうか。お聞きしたいと思います。

2つ目に、健康維持の為に最善の方策といいますか、それは私は徳島県の上勝町の、あの彩り事業のようなですね、山海の産物を採取したり栽培して、ここでいえば海の駅などその他のスーパー等にですね、販売すれば、収入になり生き甲斐にも通じる、そういう健康維持に最善の方法だと考えております。こうした副収入に繋がる採取、栽培などの奨励なども、この保健、あるいはまた、健康維持のそういう指導の中に組み込まれているのでしょうか。それも分かっている範囲で構いませんが、お聞きしたいと思います。

それから、私の家にはですね、漢方の家庭常備薬を多種用意しております。打ち身捻挫には枇杷の葉っぱとかね、胃が痛かったらアロエの粉を飲むとかいうような形で、そういうその、無料といたらいけませんけれども、安く出来る、そういう常備薬を揃えております。こういうこともですね、各家庭で揃えていけば、医療費削減に効果があると思いますが、こういう指導もこういう事の中に入るのでしょうか。医療費のですね、その削減ということで。また、按摩さんや整形医師らに来てもらってですね、そこで色々治療して、講習してもらおうというような事も、これは1つの医療費を削減するという意味で、あるいはまた健康維持の為に、私は効果的だと思うんですが、こういうことも、この事業の中に組み込まれているのでしょうか。また、そういうことが行われるんでしょうか。こちらから、町の方からお願いしていったら、そういう事業の中でやっていけるのでしょうか。お聞きしたいと思います。以上、3点で止めておきます。

議長

(今宮 裕明議長)

光本孔士住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

再問にお答えしたいと思います。まず、今回行うというものについてはですね、先ほど議員も言われましたように、例えば糖尿病の教室、直接開催をするというような事も計画しております。単に受診に関することだけではなしに、日を取ってそういう人は集まっていたいて、そういう保健指導をしていくということも入っております。それとですね、データとしては、例えば平均寿命とかというのを取っておるわけですが、例えば東洋町の場合、3合以上お酒を飲む人が12パーセントくらいおるとか、そういうデータも取っておりますけれども、今回この事業で実施するのは、そういう要望、保健指

導、部分的な所が主体になっていきます。それとですね、あと色々ご提案的なことも言っていたわけですがけれども、直接そういうものとは別に、今やっておるのがですね、いきいき・かみかみ100歳体操ですか、そういう事業もやっております。ただ、これについては、体操というだけではなしにですね、保健指導的なこと、あるいはリラクゼーション的なこと、様々な事が会場会場で中身を変えてやっております、大体、町内12箇所で週1回ペースで実施をしております、その地区ごとにみてもですね、例えば、1時間から3時間、4時間かけて、そういう体操だけでなしにですね、様々なメニューが地区ごとによってやっているとこの事業を行っております。あと、色々先ほどのような提案的な事もおっしゃっていただきましたけれども、その部分についてはですね、ご意見として伺いをしていきたいと思いますが、お答えするのは、これということをお願いしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)  
3件目の質問をさせていただきます。ちょっとお聞きしておきますけれども、先ほどの課長の答弁の中に、保健師による個人指導といいますか、そういう健康指導というのはやっておられると、こう聞いております。私も受けたことがあります、よく分かります。ただ、このジェイエムシーによってですね、この、聞くところによりますと、遠隔操作といいますか、通信によって指導を受けていくというような形らしいんですが、こういう、やはり人と人とのですね、体の健康等については、やはりデータで、机上の上で、あるいは、電子機械の上でですね、こういう指導したりということではなくて、出来ればこちらに、その人らにジェイエムシーが来ていただいてですね、町の職員さんと一緒になって問題点のある人はここに対面してから指導していくというような、そういうやり方の変更は、こちらから申し入れは出来ないのでしょうか。出来ればお願いしたいがどうでしょうか。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)  
光本孔士住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)  
先ほども、ちらっと言ったつもりであったんですけども、受診勧奨につ

いては、当然電話で行うわけですがけれども、直接来ていただいて、例えば先ほども言いましたけれども、糖尿病であるなりですね、そういう保健指導と当然塩分も入っても構わんと思うわけですがけれども、そういうふうなものを教室も開いて、直接対面してやっていただくことも計画しております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

他に質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第35号、平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第36号、平成27年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第36号、平成27年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、同意第3号、副町長の選任につき同意を求めることについての件を議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

ご提案を申し上げます。同意第3号、副町長の選任につき同意を求める

ことについてでございます。次の者を副町長に選任をしたいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。平成27年6月15日提出でございます。

住所は、安芸郡東洋町大字白浜177番地24。氏名は、光本速雄氏でございます。生年月日は、昭和33年10月17日生でございます。

提案理由でございますが、平成27年6月16日で大坂副町長が任期満了となります。今回、大坂氏の後任に現在の総務課長であります、光本速雄氏を副町長に選任したいと存じますので、よろしくお願いを致します。任期は、平成27年6月17日から4年間となっております。裏面に経歴書を付けておりますので、ご参照願います。役所のですね、実務年数は、私よりも長いわけございまして、これまでの実績と経験を十分に活かしていただけるものと考えておりますので、どうか宜しくお願いを申し上げます。

議長

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第3号、副町長の選任につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は8名であります。議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番、田島毅三夫君、並びに8番、西岡尚宏君を指名します。

投票用紙を配布させます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。異常なしと認めます。

これより、投票に入ります。1番議員より順次、投票願います。投票漏れはありませんか。(自席より、なしと発言あり。)投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。7番、田島毅三夫君、並びに8番、西岡尚宏君、立会いをお願いします。投票の結果を報告します。投票総数8票、うち有効投票8

票、無効投票0票であります。有効投票中、賛成8票、反対0票。以上のとおりであります。

よって、同意第3号、副町長の選任につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

ここで、光本速雄君から発言の申し出がありましたので、これを許します。光本速雄君。

総務課長

(光本 速雄総務課長)

議員の皆様にご同意を得まして、ありがとうございます。松延町長のもと、微力ながら協力し、職員と一丸となりまして諸課題の解決に取り組んで参りますので、皆様のご指導、ご鞭撻を宜しくお願い致します。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

議長

(今宮 裕明議長)

日程第11、発議第3号、東洋町議会会議規則の一部を改正することについての件を議題とします。

提出者の説明を求めます。3番、高島俊彦君。

3番議員

(高島 俊彦議員)

発議第3号、東洋町議会会議規則の一部を改正することについて、本議案を別紙のとおり、東洋町議会会議規則第14条の規定により提出する。本日提出であります。提出者は私、高島俊彦。賛成者は、小松、小野、武山、田島、福島、平山、西岡の各議員であります。趣旨説明を致します。

議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について、あらかじめ日数を定めて提出できるよう、新たに追加するものです。なお、改正内容については、お手元に配布しておりますのでご参照下さい。

以上で、趣旨説明を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りします。本件については質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よっ

て、さよう決しました。

これより、発議第3号、東洋町議会会議規則の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員（賛成8：反対0）であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、発議第4号、最低賃金の大幅引き上げを求める意見書についての件を議題とします。

提出者の説明を求めます。2番、平山照生君。

## 2番議員

（平山 照生議員）

発議第4号、最低賃金の大幅引き上げを求める意見書について、本議案を別案のとおり、議会会議規則第14条の規定により議会に提出する。本日提出であります。提出者は私、平山照生。賛成者は、小松、西岡、田島の各議員であります。

本件は、東洋町議会に意見書採択の要請があり、産業建設常任委員会に付託されたものであります。6月11日に委員会を開催し、慎重に審査した結果、一部採択すべきと決しましたので意見書を提出するものであります。趣旨説明致します。

昨年11月の有効求人倍率は1.12倍と22年6カ月ぶりの高い水準であった。また、完全失業率は、3.5パーセントと前年同月と比較して30万人減少し、54カ月連続の減少となった。また、労働者の賃金は2パーセント上昇し、雇用も100万人増加している。

しかし、労働者・国民の生活実態は、依然厳しい状況に置かれており、格差と貧困はより拡大している。その大きな要因は、労働者の実質賃金低下と不安定雇用の拡大である。労働者の実質賃金は物価上昇や消費税増税によって17カ月連続で減少している。

政府が掲げる地方創生を果たすためには、地方経済の底上げが必要不可欠であり、都市部と地方、正規と非正規の格差是正と最低賃金の底上げによって、地方で働き暮らし続けられる制度作りが重要である。現在の最低賃金は、全国平均780円で高知県では時給が677円である。時給888円の東京都との賃金格差は時間額で211円、年間30万円を超えるものとなっており、地方から都市部への人口流出の一因となっていることは否定できない。

以上のことにより、政府には、最低賃金を大幅に引き上げるための施策を早急に投じるよう、地方自治法第99条の規定により、厚生労働大臣ほか、議長、高知労働局長などに意見書を提出するものであります。なお、意見書案についてはお手元に配布してありますので、ご参考いただき、ご審議をお願いします。

以上で、趣旨説明を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りします。本件については質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、発議第4号、最低賃金の大幅引き上げを求める意見書についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩時間:10時00分)

意見書の賛成者の名前を名字だけではなく、フルネームで呼ぶよう要望。次回からそのようにする。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:10時01分)

日程第13、発議第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書についての件を議題とします。

提出者の説明を求めます。3番、高島俊彦君。

3番議員

(高島 俊彦議員)

発議第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書について、本議案を別案のとおり、議会会議規則第14条の規定により議会に提出する。本日提出であります。提出者は私、高島俊彦。賛成者は、今宮、小野、武山、福

島の各議員であります。

本件は、東洋町議会に意見書採択の要請があり、総務教育民生常任委員会に付託されたものであります。6月11日に委員会を開催し、慎重に審査した結果、採択すべきと決しましたので、意見書を提出するものであります。趣旨説明致します。

地方自治体は、子育て支援、医療、介護、被災地への復興、環境対策など、果たす役割が拡充する中で、人口減少対策を含む地方総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面しています。

しかし、経済財政諮問会議においては、2020年の国の収支の黒字化を図るため、社会保障と地方財政が二大ターゲットとされ、歳出削減にむけた議論が進められています。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財政面でサポートするのが財政の役割です。

しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、政府に次の事項の実現を求めます。

1、社会保障、被災地復興、環境対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。特に今後、策定する財政再建計画において、地方一般財源総額の現行水準の維持・確保を明確にすること。

2、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保、地方財政措置を的確に行うこと。

3、復興交付金など、復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後も継続すること。

4、法人実効税率の見直し、自動車取得税の廃止、減税を検討する際には、財政運営に支障が生じることのないよう対応を図ること。

5、まち・ひと・しごと創生事業費については、現行の水準を維持すること。

6、地方交付税の財源保障・調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣ほか、大臣に意見書を提出するものであります。なお、意見書案についてはお手元に配布してありますので、ご参考いただき、ご審議をお願いします。

以上で、趣旨説明を終わります。



議長

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りします。本件については質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、発議第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、発議第6号、先生のいない教室・教職員不足を解消するために、臨時教職員・正教職員確保のための一層の施策の充実を求める意見書についての件から、日程第17、発議第9号、特別支援学校の設置基準策定を求める意見書については関連がございますので、この際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

提出者の説明を求めます。1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

発議第6号、先生のいない教室・教職員不足を解消するために、臨時教職員・正教職員確保のための一層の施策充実を求める意見書について、

発議第7号、国の責任による35人以下学級の前進を求める意見書について、

発議第8号、大学生への給付制奨学金創設を求める意見書について、

発議第9号、特別支援学校の設置基準策定を求める意見書について、それぞれ本議案を別案のとおり、議会会議規則第14条の規定により、議会に提出を致します。本日提出であります。提出者は私、福島登。賛成者は、武山、小野、高島、今宮の各議員であります。

本件は、東洋町議会に意見書採択の要請があり、総務教育民生常任委員会に付託されたものであります。6月11日に委員会を開催し、慎重に審査した結果、採択すべきと決しましたので意見書を提出するものであります。

発議第6号については、予定されていた人数の確保ができず、空白のまま

ま授業が行われている学校など、高知県では今、教職員不足が深刻です。子どもたちに教育を保障するため、県の施策である学力向上を図るためにも、県並びに県教育委員会に、次の事項を実現するよう求めます。

1、臨時教職員と高知県での教員志望者の確保に向けて、緊急かつ特段の配慮と措置を行うこと。

2、必要な教職員は、正教職員で確保すること。

3、教職員の病休取得者が減るように、労働安全衛生の施策を充実させること。

次に、発議第7号については、ひとりひとりにゆきとどいた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施してきました。国は、地方の動きに後押しされ、同様に実施してきましたが、2013年以降は、35人学級の前進は見送られ、小規模校の統廃合を押しつけようとしています。

このため、国に次の事項の実現を求めます。

1、国の責任で、小学校3年生以降の35人以下学級を計画的に前進させること。

2、国は、35人以下学級実現のため、標準法を改正して教職員定数改善計画を立てること。

次に、発議第8号について、貸与制奨学金は、多くの学生が多額の借金を抱えて卒業しています。今日、正規職員の安定した雇用制度は崩壊し、低賃金、不安定な非正規労働が増えてきています。

国際的にも、授業料が有償の国には、すべて給付制奨学金がありますが、日本にはありません。

よって、国は、教育予算を増やして、大学生に対する給付制奨学金制度を作るよう求めます。

次に、発議第9号について、全国的に特別支援学校の児童・生徒の数の増加が進み、1人に見合った丁寧な教育をしてほしいという保護者等の願いが広がっていますが、普通教室確保のために、1つの教室を薄いカーテン1枚で仕切って使うことなどが常態化し、落ち着いた授業にはなりません。全国で不足している普通教室が、3963教室もあるためです。こうした事態の根幹にあるのが、幼稚園から大学まで、すべてにある設置基準が特別支援学校だけでなく、普通教室をカーテンで仕切ったり、特別教室をつぶ

してしまったり、子ども達と教職員に負担を強いるだけで、学校の新增設は進んでいません。

よって、特別支援学校の設置基準を制定するよう、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、両院議長、各大臣、県知事等に意見書をそれぞれ提出するものであります。なお、意見書案については、お手元に配布してありますので、ご参考いただき、ご審議をよろしく願います。

以上で、趣旨説明を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りします。本件については質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、発議第6号、先生のいない教室・教職員不足を解消するために、臨時教職員・正規教職員確保のための一層の政策充実を求める意見書についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、発議第7号、国の責任による35人以下学級の前進を求める意見書についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、発議第8号、大学生への給付制奨学金創設を求める意見書についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、発議第9号、特別支援学校の設置基準策定を求める意見書についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議員派遣についての件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、議会会議規則第128条の規定により、お手元に配布したとおり、平成27年7月23日、高知県民文化ホールにおいて、市町村議会議員研修、並びに、平成27年8月25日、田野町ふれあいセンターにおいて、安芸郡町村議会議員等研修会にそれぞれ議員派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第19、閉会中の継続審査・調査の申し出についての件を議題とします。

お手元に配布してある申出書のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続審査、調査の申し出がありました。ここでお諮りします。それぞれの委員長からの申し出により、閉会中の継続審査、調査に付することに、ご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

暫時、休憩します。再開は10時40分です。

(休憩時間:10時18分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:10時40分)

日程第20、一般質問を行います。

質問時間は、1人40分以内、答弁時間も40分以内とし、一問一答方式で行います。次に、試行として反問権を導入します。執行部は反問する場合、反問しますと発言の上、挙手願います。質問の通告が4名ありました。それでは順次、これを許します。

初めに、田島毅三夫君、件名は、野根漁協貸付金の焦げ付きについて、他6件であります。答弁者は町長他となっております。田島毅三夫君、質問を始めて下さい。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

それでは、一般質問させていただきます。まず1点目に、野根漁協の貸付金の焦げ付きについてということで、何点かお聞きしたいと思います。

高裁判決では、町側に貸付手続きに瑕疵があったとして、町長個人に1千万円支払え、との判決が下りています。現在、上告中ではありますがけれども、漁協側は、町が貸し付けたのは前役員であり、その役員の中には、当事者や役員資格のない者が含まれている、そうした不当な手続きで借りたのは前役員であり、現漁協役員には責任はない、として返済を拒否しております。この、理事会や組合の決定、申請手続きにおける組合法などへの違法や不当は事実あったのでしょうか。お聞きしたいと思います。

2つ目に、私は、貸付時に、万一焦げ付いた時には、誰が責任を持つのかと質しました。その時、現職役員が責任を持つことが役員会で決定し、その確約書が出ていると見せられて賛成致しました。しかし、新聞によりますと、正規の役員会は取られず、借り受けの決定はされていなかったと、また、その役員に当事者及び無資格者が含まれており、組合法に違反すると報道されておりました。これが事実であり、法に触れるなら、それを見抜けず貸し付けた町及び議会の責任は重大だが、そうした不適な手法で貸付を求めた漁協の責任は更に大きいとっております。その事は、漁協側に指摘してあるのでしょうか。したなら、どの様な返事が来ているのでしょうか。お聞きしたいと思います。

3つ目であります。また、住民から手続きミスによる貸付は、違法と刑事告発が行われた、と聞いておりますが、事実でしょうか。事実であれば、この貸付及び焦げ付きについては、認可した議会にも、大きな責任があるのでお聞きしますが、漁協が総会や役員会で借り受けの決定を取っていないのに、取ったと虚偽による申請を行ったというのは、これは問題ではないでしょうか。この3点をお聞きしたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

田島議員に、お答えを致します。この件につきましてはですね、色々ご心配をおかけしてしておるところでございます。が、現在は上告中となっております。上告理由で主張していることの判断を待つ段階だというふうに考えております。現時点での答弁はですね、仮定でありますとか、推定での話となる場合もございます、誤解を生じる事も想定をされますので、考え方

でありますとか、あるいは、今後の方針についても差し控えさせていただきたいと思えます。この結果がでた場合にはですね、議員の皆様にも、改めて協議をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解を願います。

また、刑事告発の件でございますけれども、これは、事実は、まだ私は承知をしておりません。そういう場合であっても、肅々と対応して参りたいというふうに思っておりますので、宜しくお願ひしたいと思えます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

1点お聞きします。万一、町長が町に対して個人的に損害賠償をしたとしたら、東洋町は組合に対しての返還請求権は無くなるのでしょうか。ちらっと聞いたもので、確認したいと思えます。それから2つ目に、町長、新聞報道によりますと、訴訟も考えていると出ておりました。どの様な裁判を起こす考えなのか、不当文書による詐欺なども視野に入れているのかお聞きしたいと思えます。

それから、その時の原告及び被告は誰になるのか。返還請求権が東洋町に無くなるとなれば、これが事実であれば、そうなる町が請求権が無くなると、後は町長個人の請求権ということになると思えますが、そこが分かりません。分かった範囲で、宜しくお願ひ致します。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

今ですね、上告理由の中でですね、色々主張もしているところでございます。先ほどお答えしましたように、仮定の話あるいは結論ですね、判決と申しますか、どういう状況にあるのか、そういった事も今の段階ではお答え出来ないということでございますので、仮定の話になってしまうということでございます。

返還請求がどういうふうになるのか、あるいは、私がですね、個人的に支払わなければならないということも過程の話でございますので、その時になればですね、議会側にも詳細な報告もして、今後の方針も決めていきたい

というふうに思っております。当然に、弁護士とも相談をしながら、対応方針を決めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)  
今の現状では、それくらいの返事しか出来ないということでございましょうけれども、我々議会も、ここで認可、認定したという責任があります。同罪だと思っておりますので、それでこうして聞いているんです。

もし、町の責任が認定されれば、町長は1千万円返還すると、これは町長から聞いております。それだけで行政及び議会への責任は終わるのかという、自分なりに考えているんですよ。町長自体は、その責任を取って1千万を返還すると。じゃあ、後の町及びその議会の責任というのはね、どうなるか。こうした両者の住民に対する、そういう不手際に対する住民への責任ということですね、これは私は非常に責任を感じております。そこで1つお願いしたいですが、最高裁判決が決まったらですね、どうなるか決まったら、その後、執行部と議会で、今後の再発防止の為に協議会を取って、この反省点の確認をしっかりと行っていくと。そして、今後二度とこういうことが再発しないということで手を打たなければいけないと思うんですが、そういう協議会をとって、いっぺん、反省会なりをとって協議するという考えはお有りでしょうか。お聞きしたいと思います。

それから、もう1つ聞いておきますが、うちらが、それをここで認定した時に、執行部から契約時に、もし万が一、違反等あって滞った場合には、肅々と何点かの行動を起こすと、こういう約束をしておりましたが、それは履行されますね。あの時の約束どおり履行されますね。その確認だけです。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)  
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)  
お答えを致します。ご提言のことも含めまして、当然、結論が出た場合には協議をさせていただきたいというふうに思っております。確約書の事だと

思いますけれども、現在は、役員が総入れ替えになった状況の中ですね、そういったことも含めてこの裁判の中ですね、主張もしておりますけれども、今現在、そういったことが法的にどうなのか、というようなことも含めてですね、今こうだというふうに言っても、なかなか進展しないという状況があるということも事実でございますので、全てを含めて、改めて議会とも協議をしていきたいというふうに考えております。(自席より、事後こういう再発防止策はと発言あり。)そういったことも含めての協議になっていくというふうに考えております。よろしく申し上げます。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

2つ目の質問に入らせていただきます。町長の人材育成による町発展策を聞く、ということでございます。町長は、人口増加、町発展には、人材育成が必要ということは、これは持論であります。また、そのとおり頑張っているようでございますけれども、町長のいう人材とはどういう人をいうのか、また、そういう人をどう育成するのか、また、それによってどのように町を発展させるのか、具体的に説明を求めたいと思います。これが2つ目です。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

7番議員

(松延 宏幸町長)

田島議員に、お答えを致します。3番目とも関連をしてくるように思っておりますけれども、人材ということになりますとですね、幅が広い訳でございますが、端的に申し上げれば、リーダーシップが取れる人材ということになるかと思っておりますが、町の職員も含めましてですね、若い職員の育成でありますとか、底上げということも急務となっている段階でございます。町内全体の中からもですね、やる気のある若い方々も育ってきているのではないかなと、いうふうに感じているところでございます。

観光面に致しましても、また、加工品や加工施設に致しましても、そのようなことに自主的に取り組んでいる方、また、取り組もうとしている方が、現れてきていることも承知しているところでございます。そのような若い方々の意見を尊重して、小さな事から少しずつでも、支援ができればというふうに考えてきたところでございます。その為の呼び水といいますか、きっかけ作りといいますか、そういう意味合いも兼ねまして、町単独事業と致しまして、地域活性化プラン支援事業でありますとか、当初予算から商工持続発展支



援事業というような町単独事業を創設したところでございます。様々な事業に自主的に取り組んでいただける、やる気のある方々をですね、支援する為の補助制度であるわけでございますが、当然、人材を発掘していく意味合いも込めているところでございます。

しかしながらですね、ご承知のとおり、町予算は毎年厳しい状況にあるわけでございますので、当然、限度額でありますとか、限界があるわけでございます。事業費が大きく発展していくということは良い事ではございますけれども、そういう事案となれば、県の産業振興計画に結びつけていく為のつなぎ役的な支援をする事を念頭にきてきております。できるだけ、県や国の補助制度を活用していく方向を検討していく人材を発掘し、また、支援していくということを考えているところでございます。

最近ではですね、自然環境を活かすような考え方もご意見としていただいておりますけれども、そのような取り組みに対しましても、できるだけ対応していきたいというふうに思っているところでございますので、宜しくお願いしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

そういう答弁いただきました。確かに、言われるとおり、そういう事業とか活動とか、そういうことに対するリーダーシップを取る、そういう人材といえますか、それは1つの大きな育成になると思います。しかし、私の人材感とは、だいぶ違うんですよ。先ほど言われたような、そういう事業は大事です。しかしながら、いくらそういう仕事が出来たとしてもね、住民の声が聞こえない、住民さんを特に対象にして、お話したいと思いますが、聞こえない人や約束を破ったり、嘘を言ったり、利己に走る人は人材ではない、というのはうちの定義なんです。いくら仕事が出来たとしてもね。既に退職している人が、課長ですけども、こう私に言いました。町職員となった時、上司から職員は絶対に非を認めるなど、渾々と言われたと、こう得意げに話されたことがあります。非を認めないということは、つまり嘘をついても真実を認めるなど、こういうことであります。行政内部は、主体者、住民をも騙すのが普通の世界になっているのか、こう私は反論しましたけれどもね、自己保身の為に人を陥れてでも嘘を言い、約束を破り、言い繕って逃げる、こうした職員をたくさん見てきましたが、こういう人が何百人いても町は絶対に良く

ならない。私は、人材とは、町や行政を疲弊させている、こうした官僚的組織主義の仕組みや問題点に堂々と異を唱え、正邪をわきまえ、意見の言える人と考えております。そういう勇氣ある正直な人を、育てなければいけないと思っております。その為には、まず、町長自らが、例えばですね、嫌いな人が、あるいはまた、耳に逆らう意見や提言を言ったとしても、貴重な意見と受け止めて重用するくらいの大きな度量の人にならなければいけない。そう思います。そうしなければ、胡麻播りばかりが集まってきて、取り巻いて、本当の人材が育たない、厳しい言い方になるがよく聞いて下さいね。今までも、歴代町長の感情的な好き嫌いや狭量な性格によってその成長の芽を摘まれ、押さえられてどれ程の人材が消えていったか。それは、町長自身がよく知っておられると思います。人間的な人材育成には、まず町長が大きな心になって、誰でも忌憚なく意見が言える様な雰囲気を作っていただきたい。範を示すしかないと思っておりますが、町長の考えをお聞きしたいと思っております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

田島議員に、お答えを致します。言わんとするところは、十分に伝わっております。が、ここですね、色々と答弁致しますと、職員の味方ばかりをお前はする、というふうにも言われておりますけれども、一応はですね、本会議場では、個々の事ことについてはなかなか触れられないということのご理解をお願いしたいと思います。当てはまる部分もございしますが、先ほども申し上げましたように、若い職員の底上げをしていくという事が、喫緊の課題だというふうに思っております。そのような中でですね、職員の中からもやる気のある方、あるいは、色々な意見を持っている方、というような方をですね、重用していきたいという気持ちはあるわけです。そのような職員がどのくらいいるのかと言えぱですね、なかなか疑問な部分もございします。が、あとの平山議員からも出てきておりますけれども、地方創生の今の段階におきましてですね、管理職を除きまして、若い職員だけで組織をしております。そういった事も、期待も含めてですね、危機感も含めて、人材育成に繋がっていければという事で、若い職員だけの会で一応たたき台を作っていただきたい、という事の指示をしている所でございますので、長い目でですね、ひとつ宜しくお願ひしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

もう1点だけ、お聞きしておきます。出来ればこの、私の言った質問項目ですね、コピーしてもらって、ロビーに貼ってもらいたいです。職員さんにも見てもらいたい。行政や職員の目的は、どこまでも住民主体なんですよね。住民を守るのが責務なんです。町全体に、町全体にそうした意識を持った人材が続々と育ってきて、住民主体の仕組みが完成した時に東洋町は大きく発展すると、こう考えております。だから、まずこの我々議員も、ここに集まっている職員さんらが、ほんまにその弱者、住民さんの事を気に掛けていただいて、ただ事務的に手続きするという職務でなくて、本当にその人の心の中まで入って行って話が出来ると、対応が出来ると、そういう職員さんになっていただきたい。これをお願いしておきたいと思います。

そして1点、町長に厳しい言い方になりますけれども、町長は、初日の行政報告の中で、副町長の退職を悼んで嗚咽しました。初めて見ましたがね、その涙はね、私は2700人の住民の、この4年間私は何遍も言ってきました。具体的に例を出して、困窮者の声を言ってきました。そういう人たちの姿に、その涙は流していただきました。今後は、その4年間、そういう町長に成長していただいて、町を変えていただきたい。これで終わりです。

議長

(今宮 裕明議長)  
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

見にくいところをですね、初日はお見せしましたが、家に帰ってもですね、親が死んでも泣かんの、何考えちゅん、なみたいなことも言われましたけれども、一生懸命頑張りたいと思いますので、ご指導宜しくお願ひしたいと思ひます。

議長

(今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

3番目の質問に入ります。地場産業の振興が、即地方創生に繋がると、

これは私の考えであります、それぞれの計画案を聞くというタイトルの質問になります。産業疲弊による町勢落ち込みは、久しい課題でありますけれども、国の地方創生補助金を使って、各担当部署は農林漁業商業の振興による地方創生策をどう進めるのか。産業建設課の第一線を守る各部署の担当責任者から、立案した計画案を聞きたいと、これが質問でございます。聞けば、これは、なかなかそういう仕組みになってない、課長が答弁してくれるという事ですが、宜しく願いしたい。商業については、他の議員から通告が上がっていると言うので、その質問は削除しました。そこで、農業部門について、それから林業部門、それから漁業部門、この3つについて、3項目答弁宜しく願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)  
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

お答え致しますが、ちょっと質問の主旨がですね、ちょっと分かりにくいなというふうに思っております、各部署の担当責任者からというようなことでございますが、議会上はですね、答弁する機会が各担当は与えられておりませんので、当然に、各課長が出席しているわけでございます。職務におけます、それぞれの担当職員も、意見なり、色んなことの中でですね、考えでありますとか、意見も含めまして、課長が集約をして、町長に伝えると、あるいは、職員の考えを引き出していく、あるいは、またそれは、そういう意見の選択もしていかないけません。当然、予算が必要な事業につきましては、予算化出来るものは、予算化するという組織となっておりますけれども、この点についてですね、一担当からというような事には、ならないわけでございます、そういったことは、理解を願いたいところでございます。

国の地方創生を受けまして、本年度中に町もですね、東洋町版の総合戦略を策定する予定としております。今回の国の創生関連がですね、ソフト事業が主体ということになっているわけございまして、他町村での事例でもハード事業の相談をしたところ、国の方からですね、馴染まないとの理由で却下されたところのお話も聞いているところでございます。ソフト事業の取組から、ハード事業に結びつけていく、というような考え方を持っていかなければならないというふうに思っております。現在のところですね、縦割りの国の政策の中で、創生事業も色々と売り込むといいますかね、色々、たくさんいただいているところですが、それが、本町の特色に合う形のものになる

のかどうか、そういったことも含めまして、検討会といいますか、そういった所で情報共有をしているところでございます。人口の減少の推移も含めて、危機感を醸成してくことにも、期待をしているところでございます。そういうようなことになっておりますので、質問の主旨の答えになっているのかどうか分かりませんが、ご容赦願いたいというふうに思います。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

実はですね、例えば農業部門につきましてはですね、26年度の町農業委員会の農地パトロール調査が4月に行われました。その結果、町トータルで全農地の約30パーセントくらい以上が、耕作放棄地になっていると、それで、26年度は、更に4千平米くらいが増加していると。こういう調査結果が、出ているんですよ。そこで、私はその事を、その担当職員に聞いたんです。あなたはこの、今いうデータは確かにそういう数字は持っておるが、これをどうするのかということと課で話し合いしたのかと、年々耕作放棄地が増えていっている、農業者も減っている、生産量も減っている、収入も減っている、担い手もいなくなっている。そして、その結果、耕作放棄地が増えていると、こういう現状を見て、ただ数字だけ統計しただけで、これをどうするかという事を課で話し合いしたのか、こう言ったんですよ。ほなまあ、していないと、こういうことやったんです。そこで、うちはその担当者に、あなたが最前線指揮官ですから、もっとしつかりとあなたが案を練って課長に、課長から町長に訴え、それからまた農協などにもね、それから百姓さんらにも全部通知して、それを自分たちの練った最高策を訴えていけど、こうお話ししたんです。それが、私は人材育成に、町長が先ほど言ったそういう、何かさせてから、そこで人材育成していくことと合致すると思うんですよ。それは、住民さんの中で、そういう色々イベントをしている方はおられます。それは素晴らしいことです。しかし、その職員さんの中でね、課の中で担当職員、まず、前線の職員をそういうふうにして育成せえと、こういう主旨やったんです。それが、漫然と高い人件費を使ってね、調査しておりますが、その結果を受けてどのように対策するか、という協議が全然出来ていない。これを是非、課の中でやっていただきたいという、課長になりますか、町長になりますか、確約をいただけたら助かります、嬉しいです。

それから、林業部門も同じです。林業疲弊も、同じであります。国や県から、多数の間伐補助金事業の通知が来ておりますね。10なんぼでしたかね、きてましたね、27年度は。これは、全山林所有者に回したんですかと言ったら、回していないと、こう言うんです。これは、確かに大阪におる方もおられますから、回しにくいかもしれませんが、こういう、9つですか、9つ来た間伐事業を周知しなければ、山林所有者に、意味が無いじゃないですか。これが出来ていない。ただ、課の机の上で止まっているんですよ。これを、私は言っているんです。その為には、各山林所有者の氏名、住所の把握をして、町全体の山林の現状はどうなっているか、間伐状況はどうなっているか、管理状況はどうなっているか、それを調べて、そしてその、ひとつのデータを集めて、そして間伐の出来ていない、管理の出来ていない所には、こういう補助金が出た時には、それを通知して、今回こういう補助金ができたらこうしませんか、ああしませんかと、こういう打診をして、そこまでやらなくてはどうするんですか。ポンカン山も、放棄地がどんどん放棄されています。田も畑もどんどん減っています。担い手も減っています。ほんなら一人一人、その職員さんが百姓さんに会って話をしたんですか、聞いたんですか、今後の見通しなんか聞いたんですかと言ったら、それも出来ていない。これではね、電子データを机の上だけで処理するようなもんです。これでは、人材にはならない。本当にその、土の臭い、汗の臭いのする現場に行って、住民さんと会って、話をして、そして自分がそれをどうするかということを考えて案を練っていく、これが人材なんですよ。そういうことを今後、かちっと指導していただきたいと思います。漁業部門も、そうであります。この漁業部門についても、どう言いますか、今まで、私が何回もこういう案を出しました。それを、そのまま私はこれを絶対にやれ、とは言いません。しかし、こういう案を出すことによって、色々な意見が出てくる、そして皆が検討していく、活気が出てくる。そういう為に、私はあえて言っているんです。例えば、地域創生対策費用を使ってですね、観光漁業としての浮きブイの設置、黒潮牧場ですね、小さくなくてもいい、そういうものを高齢者漁業による遊漁船の運営やランプ漁の観光化などにも考えてみたらどうか、そういうものを使って、ウキを使ってですね。地場産食材として、海の駅のレストランの方に聞いても、貝類が無いと、欲しい、魚はあるが、貝類は是非欲しい、こういう要望も聞いております。そういう意味からも、湾内で牡蠣や帆立、深層水を使ったアワビなどの養殖もですね、これは、やはり考えていったらどうか。漁協と共に、一緒に。それから、漁船修理の技術後継者が、どんどんいなくなっております。私の従兄弟が、68になるか、あれでもう終わりです。

その後、もし、修理するとしても、よそから来てもらわんといかんという状況になるんです。そういうことも踏まえて、事前に、やはり、こういう特殊な資格者は、養成していかないかん。それは、漁協と町とが、漁協だけではようせんから、是非、こういう補助金を使って、町がリーダーシップをとって、訴えてもらいたい。それから、これは、町長がまた怒りますけれども、自然釣り堀が忘れられませんが、自然釣り堀を、是非、あれをやってもらいたい、やったらどうか、という考えを持っております。以上、この4点について、具体的に申し上げましたが、出来れば、よしやろうという確言の答弁をいただけたら嬉しいです。宜しくお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

前段はですね、毎回のように、手厳しくご指摘をいただいております。庁議の中でもですね、何回も何回も言ってきた部分もあるわけでございます。が、なかなか浸透していないというのも事実でございます。リーダーシップがないのか、と言われればそうかも分かりませんが、いつも怒ってばかりでもですね、しんどくなる場合もございます。そういうようなこともあります。が、とにかく、事務の執行がですね、なかなかまだ出来ていないのかな、ということもございますが、新規職員も何人かいるわけございまして、1年経ったばかりというような職員もいるわけでございます。

現在の課長連中もですね、2年目、長くてやっと今年から3年目になるメンバーばかりございまして、言い訳ばかりするわけではございませんが、一生懸命に各課の若い職員を指導していただきたいということは、常に言っているわけですが、なかなか育っていかないのかな、というふうにも思ったりもするわけです。制度的にはですね、県の研修制度もあるわけございまして、毎年、順次送っているわけですが、なかなか、育つ者、育たない者、色々あるわけでございます。これ以上は、なかなか言いにくい部分もあるわけです。ご指摘の色々な案につきましてはですね、当然に色々な補助制度もどんどん変わってきている中で、職員がその情報を承知していない、というような事案もあるのではないかと、いうふうに思います。

私自身も、知らない部分がたくさんあります。この間の高松での研修会では、国の4省がですね、縦割りを廃止していく方向での、こういう事業があります、みたいな説明会があった訳ですが、財政担当と2人で行ってきたわけ

ですが、参加していた自治体は、私と橋原町と2町だけでございまして、ちょっとショックを受けましたが、そういうような縦割りの国の方針が下になかなか下りていっていないのが現実かな、というふうに思っております。商工会にも、今回の持続発展事業につきましてもですね、商工会は、独自に経済産業省の中にある訳でございまして、しかし、それが大きな事業でございますので、なかなか、こういう小さな自治体に、当てはまらないというような状況もあります。そういったことを、知ることも大事でございまして、出来るだけ出張には、行ってもらいたいと、常に言っているところです。

そういった流れの中で、産建課はですね、昔の2つの課が1つになって、なかなか事務量が多い中でですね、大変な状況の中で、やってもらっているという事もあるわけですが、少しずつ、新たな事業にも取り組んで行っておりますので、釣り堀は、なかなか出来ませんが、一生懸命頑張っていきたいと思っております。宜しくお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課  
長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

田島議員の、質問にお答えを致します。先ほど言われました、耕作放棄地の対策についてはですね、現在、具体的な対策は出来ておりません。今後ですね、毎月行われております農業関係連絡協議会、これは、振興センターやJA、役場が入って協議をしております。そういった関係機関等と協議を踏まえながら、この対策を検討していきたい、と考えております。宜しくお願いします。

それと、林業部門につきましては、6月の広報と一緒にですね、先ほどの一覧表を配布をしておりますけれども、なかなか所有者の方が承知していないということもありますので、森林組合等を通じてですね、森林所有者の方に声がけ等を、緊急間伐については、していただいております。その他の補助事業についても、今後、関係機関と協議をしながらですね、進めていきたいと思っておりますので、どうか宜しくお願い致します。私の方は以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)



一生懸命やっておられるようには見えます。しかし、なかなか実際は、本当に動いていないというのが現状でございます。町長も、何点か言われました。結局、上から下に下りていない、これは県から、国から町に下りてきていない、という事もあるかも分かりません。しかし、その下りてきたものは、今度は、町から職員に、職員から住民さんに、これも下りていないんですよ。上から下りて来ない事については、それは、上の責任ですけれども、町に下りて来たものを町が下に回さないということは、これは町の責任です。これは、確認しておきたいと思います。

それから、賞罰を、やはりこれはね、町長、しっかりとすべきやと思います。上杉鷹山でしたか、聞きましたら、人使いについて聞かれた時に、お茶碗の中に蠅が入っているようなものは、見逃すと。ところがそれにヒ素なんかが入っていたら徹底的にやると。調査する。こういう話が合ったようです。うちは、何もかにも厳しくせえとは言いません。しかしながら、余りにも、度を超した、そういう町政を疲弊さすような、あるいは、また住民さんに対して嘘を言ったり、約束を破ったり、そういうようなことについては、徹底的に厳しくやっていただきたい。これは、お願いしたいと思います。

それから、長い目で見ていただきたい、という話もありました。しかしながら、日にちが無いんです。私も、今日で68になりました。体力も弱っております。私以上に、まだ年齢の人は、もうようせんという人はどんどん増えております。日にちがありません。これは町長、4年間頑張ってきてよく状況を把握されておりますので、この2期目のこの時に、この4年間で本当に東洋町の農業を、産業を、ひっくり返すくらいの気合いで取りかかっていたきたい。それを、お願いしたいと思います。

それから、林業の問題についても、これはどうしましょうかね、課長、お聞きしますが、今いう、この山が誰が持っているか、住所はどこにあるのか、そういうことのデータが無ければ、こういう、今言った資料が回って来たとしても連絡が出来ないです。これは今、東洋町に森林協議会というのがあるようですが、そこでは、やっていただけないのでしょうか、その調査は。そういう何かのことで、出来なければ自分たちがするが、まず、このデータを揃えなければいけない。でなければ、動けないと思います。これは至急、検討していただきたいと思います。

それからどう言いますか、漁業もそうですが、今、どんどん減っております。インドネシアの人もおりますが、地元の人が全く育っていません。それから、ドック場も寂れております。ほんまに、県下、東部の方では一番の良港といわれている、この東洋町甲浦の港が寂れております。この再生の為

に、どうかこの、こんだけの凄い人材が集まった、幹部の集まった、この行政ですので、知恵を出し合って、何とか再生に向かったの対策を練っていただきたいと思います。色々ありますが、これくらいで止めておきます。期待しております。

議長

(今宮 裕明議長)  
伊吹産業建設課長。

産業建設課  
長

(伊吹 真貴博産業建設課長)  
田島議員の、質問にお答え致します。先ほど言われました、森林所有者の分かるものとか地図ですね、これにつきましては、安芸林業の方が、森林所有者の森林簿、それと、森林基本図というのは、整備をされております。ただし、これはですね、2007年度に作ったものであって、最新のものではございませんので、これから最新のものにしていくにどうしたら良いか、ということは、また安芸林業の方と協議をして進めていきたいと考えております。

それとですね、漁業後継者対策については、今現在、一級の小型船舶の免許取得に対しての補助を出したり、それと、新規の就業者に対しては、研修制度の補助金を出したり、ということをしておりますけれども、確かに、田島議員が言われるように、後継者が育っていないということは、承知しております。今後、そういう漁業者のですね、所得向上を目指して、魚価の価値を高める対策をしていきたいな、というふうに考えておりますので、どうか宜しくお願いします。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)  
課長に、これは、答弁ありません。出来ませんけども、そういうデータをね、活用してやっていかなければ、現場でなんぼそういうものが出来たって意味が無い、ということを行っているんです。お願いときます。

4番目の質問に入ります。新聞学習NIEへの取組の実施について、お聞きしたいと思います。3月議会で、私は教育長に、質問した時に、新聞記事などの、学校の教室の中の授業に取り入れについては、現在、町では、言語学習は、先生による新聞報道の解説などが授業の中に盛り込まれており

ますので、だから、問題ないと、こういう答弁をいただきました。これは、議場以外の答弁も重複しておりますけれども、局で聞いた分もありますが、しかしこれではね、先生個人の主観が、一方的に生徒に植え付けられてしまう恐れがあります。また、新聞を読んで考え、発表するというNIEの目的とは離れます。私の質問は、18歳からの選挙権交付や、少年法の年齢引き下げ改正などにも、子ども達が対応出来るように、生徒自身が新聞記事を読んで、政治、経済、文化、世界平和やモラルなど、万般に渡って広く深く勉強し、その上で、クラスや全校で討論して、互いに知識と見識を深めよと、こういう提案をしたんです。例えば、原発の問題、地震津波対策、イスラム国や安全保障の問題もあります。また、投書欄や子どもの文芸欄まで、みんなで話し合えば、自分の考えとは違う意見も聞けるし、知らない事を知ること出来ます。高知新聞のコンクール参加や、文芸欄への投稿も増えるのではないかと考えております。そのことによって、生徒の視野も広がり、人格形成やモラルの向上、更には、学習力の向上にも、大いに役立つものと考えております。特に、最近の子どもはゲームやピコピコですね、これを済ませる習慣がついて、読むことが苦手になっていると聞いております。ネット上の知識や連携で、短絡的な犯罪などが多発してきている現状であります。県では、現在、以前からのNIEの取組実績のある安芸や室戸、赤岡などの学校には、支援を行っていると考えておりますが、是非、東洋町でも、各学校カリキュラムの中に、このNIEによる新聞学習を取り入れていただくようお願いしたいと思います。

また、通告してはおりませんけれども、子ども新聞1500～1600円いるようです。また、そういう購読料への助成をですね、奈良崎教育長の英断をもって、応援していただければと思います。以上、お聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

奈良崎教育長。

教育長

(奈良崎 幸一教育長)

田島議員の、質問にお答え致します。新聞学習NIEへの取組の実施、ということでございます。この3月議会同様の質問でございました。今回も同じような答弁になると思いますが、宜しく願い致します。

新聞学習につきましては、学習要領に沿って新聞を活用して授業を行っております。小学校では、新聞に慣れる事と親しむことと、児童の言語活動に取り入れて、授業を行っております。中学校についても、小学校と同様

に、言語活動に取り入れております。また、現在、起こっておる社会現象の記事を取り上げ、授業に活用しております。新聞学習につきましては、各学校において、色んな教科に活用されておりますので、現状の取組で良いと考えております。また、選挙権を18歳以上に引き下げる法案が成立しましたら、学習要領も改定されると思いますので、今のところ、私は考えておりません。なお、議員の質問につきましては、各学校長に周知しております。学校長には、こういう質問がありますという事をしておりますので、以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

ほやきに、教育委員会というのは好かんよ、わしはね。ほんまに、こういう、ほら、血の通ったというか、情のね、難しく考えることはないんです。だから、その新聞を毎日の生活の中に、子どもさんの生活の中に、それを取り入れて、自然の内に新聞を読んで、そして、そこで自分なりに考え、把握して、そして、またそれを発表していくと。こういう事が、年々の内にずっと一人の力となって、社会人としてのそういうモラルとか、そういうものに繋がっていくんです。確かに、それは、読みよる人もおるかも分かりませんが、やはり、学校教育の場で、そういう事を進めていった時には、全員がやってくれていくようになります。それで3年、5年の中には、本当に、この新聞の読書、そういう事が大きな力になっていくんですけどね。例えばね、こういう事も言われました。投書欄なんか、難しかったらひとつ、投書欄なんかひとつとってもね、それをテーマにして、これを皆に読んできてもらって、それを皆でディスカッションしていく、ひとつの例ですけども。

この間、こういう投書が出ていましたね。ある女性の方に夕方のところ、若い女の方が一人訪ねてきた。手に、菓子折を持って。どうしたか、というたら、朝行きしなに、私は、あなたのおうち、急いでいたので、塀をちょっと車で擦ったんですと。ところが、急いでいたので、お詫びが出来なくて今になりましたと、そう言って、お詫びに来たと。なんぼ断ってもいかに、仕方無しに、折はもらったけれども。一緒に見に行ったら、ほんのちょっと欠けているくらいで、もうこればでいいです、言ったけれども、いや、それではいかに、ということでいただいた。その後で、その投書の人が、こう言うんですよ。私は、その女の人に、あなたの車は大丈夫でしたか、と言って聞くのを

忘れていたと、こう書いていた。こういう話がありました。そしてまた、向こうから車が来よる、こっちが車を待っている、今ほとんど、東洋町でいえば6割、7割の方が、会釈も手も挙げていきません。そのまま素通りしています。自分の対応した人は。こういう事もね、やはり、子どもさんの中に、新聞読みながら、投書欄見ながら、勉強していくと。こういう事によって、モラルの向上にも繋がっていく。これは、議会でなくて、うちは、直接、教育委員会へお伺いさせてもらって、またじっくりと話させてもらいますので。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

奈良崎教育長。

教育長

(奈良崎 幸一教育長)

再問に、お答えするということじゃないんですけど、私も、この間から、学校訪問に、2、3回行った中で、小学校の中で丁度、新聞学習を取り入れた学習をやっているところを拝見させていただきました。その中で、小学校でしたですけど、高知新聞で言うたらいかんですけど、高知新聞を取り入れてやっておりまして、それは、どうしてかと言ったら、高知県の地名がどれほど載っているか、地域が。言うたら34市町村を、どやって調べるかと。ほんなら、新聞も同じ新聞ではなく、日の違う新聞ばかりでございます。丁度、選挙の新聞があるところの大体分かると、全体的にと言いますか。それで、日が変わったところには、10箇所くらいしか分からないと。そういうことで、親しみを持って、地域がどの辺にあるか、ということも勉強していくと、いうことも、なかなか大事だなと思っております。

それとですね、小学校では、高知新聞の読もうかという所、こども新聞です、それを、ずっと拝読して、授業に活用しておりますので、その点は報告だけをしておきますので、以上でございます。(自席より、授業の中でやっているのかと発言あり。)読もうかにつきましては、ずっと図書室に置いてありますので、こども達が、それを見て色々勉強していただきたい、ということも聞いております。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

これは、教育長とまず勝負せんと難しいな。

5番目の質問に入ります。東洋町防災会議の役割について、お聞きします。この防災会議で、町防災計画書を策定したと聞いております。メンバーの内訳や、活動方針、権限、役割、会議後の結果報告などが出ておればお聞きしたいと思います。そして、この防災会議の会議録が欲しいですね、私もあんまり分かりませんが。この会議が、東洋町の防災対策や計画案策定などに、今後、どのように携わっていくのかお聞きしたいと思います。

それから3つ目に、防災や復興も含めて、行政と住民組織との連携、また、住民組織同士の連携はどう取るのか。この防災会議の中で、決定が出来るようであれば、教えていただきたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

長崎総務課長補佐。

総務課長補佐

(長崎 正仁総務課長補佐)

田島議員の質問に、お答えを致します。まず、防災会議のメンバーということですが、東洋町防災会議条例に基づきまして、町長を会長と致しまして、消防本部、安芸土木事務所、气象台、土佐国道事務所、消防団、室戸警察署、四国電力、JA土佐あき、それから商工会、社会福祉協議会、教育委員会、あと、町の産業建設課、それから、町内の自主防災組織の13名の委員で構成をされております。役割としましては、地域防災計画の作成、それとあと、町長の諮問に応じまして、地域に係る防災に関する重要事項について審議する会議となっております。前年度は、本町地域防災計画の改定について、会議を開催しております。

それから、防災会議がどのように関わっていくか、との事ですが、実際に災害予防や災害時の応急対策につきましては、災害対策本部が実施するようになっております。

次に、自主防災組織との連携についてですが、阪神淡路大震災、それから、東日本大震災の時のように、災害対策本部、まあ、行政だけの災害対応というのは限界があります。地域ですね、安心安全な暮らしを確保していく為に、防災学習会、防災訓練、避難路の点検などを通じまして、災害予防や災害時の応急対策について、連携・支援を図っていきたい、というふうに考えております。

それから、自主防災組織同士の連携についてですが、地域間のコミュニティ活動を通じまして、防災活動についての情報交換ですとか、防災活動の先進事例を基に、取り組んでおる組織もあります。少しずつではあり

ますが、活性化に向けた、共助の取組が行われております。町行政がですね、このような取組に関わっていく為にも、まずは、町職員自身が防災意識の向上に努めて、危機感、それから使命感を持って対応していくことが大事であります。リーダーシップというよりも、組織と組織を結ぶパイプ役、あるいは、防災活動を支援する役目を果たしていきたい、というふうに考えております。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

そういう答弁、いただきました。1点、先にお聞きしておきますけれども、13名の自主防災組織の方が入られたと、こう聞きました。しかし、この自主防災組織の方というのは、どこの方が分かりませんが、持ち回りの責任者じゃないんですか。そういうことがあれば、私は、これは、あまり効果的な活動が出来ないのではないかと感じております。それから、先ほど、町からの諮問ということもありました。あの、うち是非、この諮問ということについて町長に、お願いしたいなと思いつたのは、例えばですね、甲浦東地区での各避難所ごとに自主防災組織を編成して、避難時の共助、近助の計画作成や避難場所の管理などを行うという事で提案したんです。ところが、自治会役員会で、却下されました。何故かという、これは、1つの理由は、役員になり手が無いということがあったんですけれども、しかし、甲浦東地区、その中でも、4区ではですね、私の所ですが、避難場所は5箇所もあるのに自主防災組織の長が、持ち回りの区長が3組4人しかいないんです、3組で。ということは、この3組で、5箇所の避難場所を掌握しなければならないんです。こんなことが出来るでしょうかね、いざという時に、2つのものを掛け持って、そのどちらに誰が逃げたか、どのようにして避難するか、というところまで掌握出来るでしょうかね。そういうことも、心配しております。中でも、区の境界すら明確でない区もあってですね、いざという時に、高齢者や体の不自由な人の共助、近助をどうするのか、非常に心配しております。これが、現状なんです。まあ、よそは分かりませんよ。東地区においては、これが現状なんです。これが、自主防災組織の現状なんですよ。だから、私は何回も言うように、避難所ごとにグループを作って、そのグループで管理していく、逃げる計画をしていきたいと思います、こう言っているんです。そういう意味で、この東洋町43箇所言いましたか、ごめんなさい、6箇所言い

ましたか、その自主防災組織を再編していただいて、この避難所ごとに、その自主防災を再編していくと、こういうことを、この防災会議に、町長の方から諮問していただけないか。そして、もう1点、その自主防災組織の間を、連合会を取るように、これも諮問していただけないか。そういうことは、その、今いう、この防災会議が権限があるとすればね、それを是非、諮問していただいて、まず、この2点を、かちっとしていただけないか。そう思うんですが、町長のお考えを、聞きたいと思います。

それから、計画書にはですね、防災計画書には、こう出ておりましたね。災害対策本部を本庁に置き、災害の状況によって、甲浦や野根には、適宜、現地対策本部を置くとされておりました。読みました。来てからでは、遅いんじゃないですか、津波が。適宜ではなく、明確に、事前にですね、場所やら体制を規制しておくべきじゃないんですか。来てから考える、適宜に、その場所を決めるというようなことは、これは、私は大変問題だと思いますが、課長の考えをお聞きしたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

長崎総務課長補佐。

総務課長補佐

(長崎 正仁総務課長補佐)

田島議員の再問に、お答えを致します。防災会議のメンバーの中で、自主防災組織とお答え致しましたけれども、具体的には、中町地区の自主防災組織を指名をしております。と、言いますのも、一昨年前ですか、県内の自主防災組織で活発な活動をしている組織ということで、高知県知事表彰をいただいております。(自席より、13名とはそのグループだけかと言言あり。)違います、防災会議のメンバーが13名という事です。1人ですね。(自席より、防災組織が13名で自主防災組織は1人かと言言あり。)そうです。

それから、災害対策支部の事でしたけれども、先日ですね、これから、大雨、それから、台風シーズンを迎えて、町の職員を対象にですね、東洋町災害時職員初動マニュアルというものを作成したもので、それについて、3日間6回に分けて、説明会を開催する中で、南海トラフ等の大地震があった場合は、甲浦地区の職員については甲浦小学校、野根地区の職員については野根地区防災活動拠点施設への参集、ということしております。

それから、防災会議の諮問ということですが、重要な事項ということになっておりますので、甲浦東地区のことを具体的に言われておりました



けれども、東地区だけのことについて、その会議に触れるというのは、難しいと思います。自主防災組織全体の底上げとか、そういった格好の話なら出来るかと思えます(自席より、甲浦東だけではなく全体を言っていると発言あり。)それで、その防災会議で、どのような重要事項としまして、例えば、これから土砂災害とかですね、そういった事に警戒しての、その避難勧告などの判断マニュアルとかですね、そういったものの作成とかに対して助言をいただくとか、そういった会議であります。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。残り時間8分少々。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

課長、私が言ったんは、東地区だけを諮問じゃないんですよ。自主防災組織を再編して、避難所ごとに逃げるといふ、町全体のね、そういう体制を作る事を防災会議に諮問していただけないかと、策定をね、そう言ったんです。それと、その自主防災組織間の30か40なんぼの、連合会を作っていたかのように、それも、いっぺん諮問してもらえませんかと質問したんです。

それから、ちょっと時間の関係で、6番目の質問に入らせてもらいます。答弁者やってくれますか。

議長

(今宮 裕明議長)

長崎総務課長補佐。

総務課長補佐

(長崎 正仁総務課長補佐)

自主防災組織の活動とかですね、そういったことに関しては、これまでも何度もお答えをしてきていましたけれども、自主的な組織ということでもありますので、自主防災組織の活動とかですね、そういった体制については各自主防災組織の方で話し合いをする場を持っていただきまして、その中へ私たち行政職員の方が支援に入ると、まあ、専門的なことになると、そういった支援制度も活用して、地域の方へ入っていくことも出来ますので、そういったことで、ご理解をいただきたいと思えます。それから、自主防災組織のですね、同士のまあ連携ということですがけれども、先ほどもお答えをしましたように、先進事例的なところの自主防災組織を参考にしてですね、自分のところに取り入れれたりする中で、情報共有ということもしております。まだ形的にはですね、同盟を組んだとか、協定を組んだとかそういったことは無いで

すけれども、自主防災組織全体を見渡してですね、底上げが出来てきた頃に、そういった共助の取組ということで、組織全体のですね、連携、連絡協議会などを考えていきたいということも思っております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

急ぐものは急がなければいけない、そう思います。それから、今いう自主防災については、各自主防災に任されているから、だから私は今いう防災会議の中から諮問してから話してもらえんかねという質問やったんです。

6番目の質問に入ります。大斗地区へですね、うなぎの養殖事業が導入といいますか、起業されるという話を聞いておりますが、その推移をお聞きするということで、何点かお聞きしたいと思えます。私の聞いた範囲ではですね、九州の民間企業が、大斗にうなぎ養殖場を開設して、ゆくゆくは、鮎の養殖も含めて、最終40人から50人の従業員を雇用し、年間20億円以上の事業を行う計画があると、進んでいると、こう聞いておりますが、これは、町は関与しておりますか。あるいは、また、関知しておりますか。知ってる範囲で、教えていただきたいと思えます。

2つ目に、これが事実であれば、そしてまた、成功すればですね、町としても大きな雇用確保や税金収入など、町政浮揚に繋がると期待しております。ただ、国はこの6月1日に、うなぎ稚魚のシラス枯渇による採取規制や、届出制を許可制にすることが、こういうことが決まっております。今回はシラスではなくて黒子の稚魚を入れるので、問題は無いと聞いておりますが、この点について心配しております。町に、このことなどひっくるめて、何らかの申し出は来ているのか、来ていたらどういった支援を考えているのか。現況と今後の推移を聞きたいと思えます。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)  
伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

田島議員の質問に、お答え致します。うなぎ養殖の推移を聞くということですが、うなぎの養殖場の計画については、事業概要は、お聞きをしております。その中で、本町としましては、地場産業が無い中、雇用の場を確保し

ていただける絶好の機会であると考え、事業計画に賛同し、事業がスムーズに進めていけるように、側面的な協力をさせていただく事としています。また、現在事業化に向けて、農地の転用手続きなど、その他の許可手続きや関係機関との協議を進めている状況であり、具体的な事業内容等につきましては、事業者から議会に対しましても、説明会を6月の22日に開く予定と聞いております。私の方からは以上です。

議長

(今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

こうしたですね、産業、本当に久々のといいますか、こういう嬉しいニュースでございますが、こういう産業がここに出来たらですよ、それを理由にしてですね、私は通行路として、県道船津線の開業も県に申し出、出来るのではないかと、拡幅とかね、こういうことも踏まえて、これは出来る限り町も応援し、また、我々も出来る限りの応援はしていかなければならないと考えております。是非、成功を祈りたいと思います。

7番目の質問に入らせてもらいます。地場産品の生産、加工、販売の一貫体制の取組について、ということでございます。初めの質問の中に、この2つ、3つ目を入れちゃったんですが、元へ戻しました。そういうことで、ちょっと、元のままの通告書に沿って質問させていただきます。海の駅の本年度販売は、4月に1325万円、5月には1833万円と、こう売り上げが出ておりました。順調であります。産品の生産、加工が遅れております。これに力を入れなければ、今後の販売も伸びなくなると、そういう心配をしております。今、全国の地域でもですね、地場産品の加工、商品の開発が競われておりますけれども、町にはそうした開発拠点となる加工所がありません。住民誰でも自由に使える、入れる加工施設の設置を、この創生補助金を使って出来ないものか、お聞きしたいと思います。それから2つ目に、農林業の地場産品は、生産増加の為に、この地方創生資金を使って遊休地やポンカン果樹園、ハウスなどの耕作放棄地を町が借り上げて整備して、補助金による栽培助成を行い、退職者や町外若者などに区分けしてでも貸し出し、そして、栽培を推奨して、経済的な成果を上げていただきたい。農地を再生していただきたい、と思うが、いかがでしょうか。

3つ目に、地方創生補助金を使って、農家から身近な畑地を借り、貸し農園として整備して、高齢者や退職者などに貸して、花や野菜などを栽培して

もらい、楽しみと副収入、介護予防にも繋げようではないか、という質問でございます。何度も拒否されておりますが、検討だけでも求めたいが、いかがでしょうか。以上3点お聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課  
長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

田島議員の質問に、お答え致します。地場製品の生産、加工、販売についてですが、現在、色々な団体や個人事業者の方が、ポンカン等を使った加工品や魚の加工品などに取り組んでいます。加工品については、採算性の問題や施設整備費用など、色々な問題がありますが、試作品等の取組に対しては、今後も、県にご協力をいただきながら、本町も支援をしていきたいと考えております。その中で、目玉となる加工品が出来れば、生産者にも恩恵を受けることができ、耕作放棄地や後継者問題などの解消にも繋がるのではないかと考えていますので、現段階では生産、加工の一貫体制については考えておりません。

それと、農地の貸し出しについてですが、農地法の関係などもあり、誰にでも、というわけにはいかないところもありますので、周辺の農業者の同意や地域の受け入れ体制などが整わなければ、難しいところがあると考えております。が、昨年に来ました農地中間管理機構が実施をしている、これは、農業公社がやっているんですけれども、農地の貸し借りの制度があります。要件等はあるんですが、この制度を利用していければと考えております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

1つはですね、今、言われましたね、仮にそういう加工品を作る個々の方に支援するとしても、個々ばらばらだったらどうにも力にならないんですよ。品質の統一も、出来ないだろうしね。私が言っているのは、1つの加工所を作って、そこで統一したものにしていく、誰でもが集まって来て、加工の研究、勉強をしていける、作っていける、そういうものを作っていただきたいという事でございます。是非、検討を求めたいと思います。それから、貸し農

園、貸し出しにしても、やはりこの、100パーセントだめでない、こういう、やはり管理機構、あるいは、農業公社等がやれる可能性があるというのであれば、是非、検討に入ってもらって、ただ、それもそのね、ただ事務的に話するのではなくて、本当に農業者もひっくるめて、町の職員さんもひっくるめて、一緒になってから交渉していくぐらいのね、熱意を持ってやっていただきたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

田島毅三夫君の一般質問が終わりました。ここで、昼食にしたいと思いません。再開は、13時15分でお願いします。

(休憩時間:11時58分)

昼食のため休憩。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:13時15分)

続いて、平山照生君の質問を許します。件名は、地方版総合戦略について、他1件であります。答弁者は、町長他となっております。平山照生君、質問を始めて下さい。

2番議員

(平山 照生議員)

地方版総合戦略について、質問します。地方創生国家戦略特別区域担当大臣、石破茂氏は、まち、ひと、しごと創生長期ビジョンと総合戦略を発表されました。これについて、町長は、本件について、町長選挙が終わり次第、各課から人員を選抜してプロジェクトチームを作り対処する旨を、庁議で言われていたと思いますが、現在、どの程度進んでいるのかお聞きします。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

平山議員に、お答えを致します。進捗状況のお尋ねということで、お答え致します。各課の中堅職員からはですね、11名を選抜を致しまして、第1回目の東洋町版人口ビジョン、地方総合戦略の基本方針を策定、検討委

員会ということで立ち上げております。5月21日に、第1回目の会を開いたところございまして、県の職員も2名を参加するという形で、来ていただいております。この5月というのはですね、職員も行事参加の多い時期と大変重なっておりましたので、2回目はですね、6月の12日に会を持ったというふうに聞いております。この時は、私は出席をしておりません。今の状況が、人事異動も実施しなければならない状況となっておりますけれども、7月中をめどに基本的な方針について議論をしていただきたい、具体的なものを策定していただきたいというふうに思っております。そして、8月中には、外部の方々の意見を聞くための各種の委員でありますとか、そういった方々を選抜して、参加していただいて、出来れば9月中に概要版でありますとか、計画案の策定が出来れば、というふうに考えております。現在はですね、若手職員が国からの資料、情報を分析して収集をして、分析を含めまして情報を共有する事が大事という観点で、指示をしているところでございます。町の人口ビジョンを分析して、東洋町の特性を反映した地方版の総合戦略における基本方針を策定するという行程にですね、関わっていくことにより、また、意見交換や勉強会の開催や、そのような機会にも参加する事も促しているところでございます。午前中の田島議員のご意見にもございましたように、職員がですね、自ら地方創生に資するという職員の意識向上を図ることも、ひとつの目的としておりますので、今後、会議の回数もですね、増えていくものと思っております。現在のところは、まだ、そういう状況であります。またご報告出来る時にはですね、また詳しい資料なり何なりですね、提供したいというふうに思っております。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

2番、平山照生君。

2番議員

(平山 照生議員)

石破大臣は、高知で講演された時、来年3月までに地方独自の事業を取りまとめて提出すれば、予算をつけるとおっしゃっていました。従って、急いで町の方も予算をつけてもらえる事業を、取りまとめることが大切であると思います。27年度以降、このビジョン、総合戦略に基づいた事業を東洋町が実施出来るのか、出来ないのかが、町長の肩にかかっていると言えます。早急な事業取りまとめを行い、事業化が出来るように、町長の実行力に期待します。要望で、特に答弁はいりません。

次いで、河内川の氾濫の件について質問します。昨年8月の豪雨で河内

地区の相当の家屋が浸水しました。原因の1つは、泉のため池から、松原建設の倉庫を経由して、梅森氏の梅畑横の水門に至る谷川が増水し、加えて、水門が完全に開いていなかった為、排水が追いつかず、民家に流れ込んだ事、更に河内川が増水し、河内の水道施設の付近からお岩に至るまで越流し、河内地区の民家に流れ込み浸水しました。そして、これらが重なった為、河内地区の家屋浸水被害が広がったと、私はこのように理解しております。町の見解は、どのようなものか、お聞きします。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

平山議員の質問に、お答え致します。氾濫の原因についてですが、平成26年度に、県が氾濫解析を行っております。その結果、主たる原因は短期間での集中豪雨によるもの、と聞いております。町の見解としては、特に、これというものは持っておりませんが、県の解析を基に対策を今後、考えていきたいと思っております。

議長

(今宮 裕明議長)

2番、平山照生君。

2番議員

(平山照生議員)

原因が、雨量が多かったというようなことですが、河内川は、今、おっしゃったように、県の管理する河川ですが、去年の浸水被害を踏まえて、県に対して同様の被害を無くす為に、どのように町として働きかけをしていたのか、また、そういう工事をされるなら、その目処について、どういうふうになっておるのか、お聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

再問に、お答え致します。県へ改修する働きかけをしているのか、についてはですね、室戸事務所には、担当レベルでの協議を行っております。また、6月の25日に予定をしております、土木行政連絡協議会においても、

河川の浚渫や堤防のかさ上げ等、要望していきたいと考えています。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)  
2番、平山照生君。

2番議員

(平山 照生議員)

梅森氏横の水門のそばの谷川は、とりあえずの対策として、豪雨の時は水門の開き具合を点検して、水が流れるように開放する、ということで防げるとして、河内川の対策の方に、まわりたいと思います。河内川は、甲浦駐在付近から、お岩の上くらいまで、護岸工事を、昔、しておりますが、それが、長年経過していることで、堤防の元付近から亀裂とか、崩れなどが、生じておる部分が見受けられます。また、土砂の堆積、草木が生え茂っていることによる川の容積の減少、澱みなどが挙げられ、これらを直していかなければなりません。これらの工事は直ちに出来るものではありません。そこで、とりあえず、簡単に実行出来る方法として、川の流れを良くし、越流を防ぐ為に、お岩から上流、水道施設の倉庫までの浚渫を行う事、お岩の堰の高い部分を、現在の低い部分まで削り取り、川の流れを良くすること、お岩をプールとしての機能を持たすのであれば、堰の一部を取り除いた後、板などの落とし込みによる堰を設け、豪雨時には、これを取り除いて川の流れを良くして、越流を防ぐなどの措置を執られることを町に要望して、私の質問を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)  
平山照生君の質問が終わりました。

続いて、福島登君の質問を許します。

件名は、平成26年の大雨浸水被害等のまとめと現在までに施した短期的な対策、また、中長期的な対策等について、他2件であります。答弁者は町長、課長、課長補佐となっております。

福島登君、質問を始めて下さい。

1番議員

(福島 登議員)

議長、質問の機会をいただき、ありがとうございます。簡潔な質問に心がけますので、皆様のご協力を宜しくお願い致します。



質問1として、平成26年の大雨浸水被害等のまとめと、現在までに施した短期的な対策、これは応急対策ということですね、中期的な対策、恒久対策ということでございます。先ほどの、平山議員の質疑の時に、対策については話が出たと思いますので、2つ目については省略したいと思います。

1つ目に、昨年の大雨洪水被害等の被害状況と、浸水した家屋等への支援状況についてお伺いします。

もう1つは、昨年9月議会で、26年度限りとした災害時見舞金支援要綱について、恒久的なものにならないかどうか、お聞きを致します。

議長

(今宮 裕明議長)

長崎総務課長補佐。

総務課長補佐

(長崎 正仁総務課長補佐)

福島議員の質問に、お答えを致します。昨年台風等の風水害によります、被害状況と支援状況についてですけれども、昨年は4つの台風の接近、あるいは直撃がございました。その中でも、8月2日の台風12号災害の大雨によりまして、床下浸水が41戸、床上浸水が12戸、合計53戸の世帯が水害に見舞われました。

この自然災害における被災状況から、東洋町災害時見舞金支給要綱を制定致しまして、被災者に対して見舞金を支給する緊急の措置を取ったところ、38件の申請がありまして、80万円を支給しました。この要綱については、今年3月31日で終了したところであります。この見舞金制度の恒久化をとのことですけれども、町と致しましては、災害の種類、それから規模、また、被災の状況を勘案をしておりますね、見舞金の対象者、それから支給金額を制定したいと思いますので、暫定的な措置としたいと考えております。宜しくお願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)

1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

小池川の浸水については、町、議会、町民代表の方々と、室戸土木の関係者に対して、対策の推進について、陳情もして参りました。町として、河内川も含めた浸水対策について、今後も県と協議をしていただいて、十分な対策を取っていただけるようお願い致します。

また、支援要綱についてでございます。町独自の支援については、災害の規模によって、国が指定する災害救助法、被災者生活再建支援法との兼ね合いがあると思います。どちらにせよ、今後、発生した災害により、被災した住民の方々が、早期に生活が再建出来るよう、国、県、関係機関と連携した取組を、是非、お願い申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

次に、2つ目の質問として、地域活性化プラン支援事業費補助金についてでございます。広報に折り込んだチラシによると、対策事業を4つ設定しているようです。地域づくり支援事業、広域的連携事業、集落の力につなげる活動推進支援事業、小さなビジネス支援事業でございますが、今までの申請状況と、現在までに実施された補助対象事業について、お伺いします。

議長 (今宮 裕明議長)  
伊吹産業建設課長。

産業建設課長 (伊吹 真貴博産業建設課長)  
福島議員の質問に、お答え致します。27年6月12日現在で、申請件数7件、交付決定が5件、残り2件については書類の不備と継続協議となっております。詳細についてはですね、事前に配布している一覧表の方をご参照していただきたいと思います。以上です、宜しくお願いします。

議長 (今宮 裕明議長)  
1番、福島登君。

1番議員 (福島 登議員)  
これまで執行部は、議会の答弁、住民懇談会、広報チラシなどの配布の方法で、一部具体的な事業例を挙げて、住民説明をしてきました。情報が豊富な一部団体は理解が深まり、活性化に繋げておりますが、補助金を出す以上、この制度を利用する、しないに関わらず多くの住民の方に、ご理解をいただく必要があると思います。当然、役場に問い合わせると説明はいただけるものですが、地域活性化をより進めていくことと、住民の理解が深まるということで、4事業ごとに想定出来る事例、事業例を挙げて、再度、住民に説明する必要があると思いますが、このことについて、執行部のお考えをお聞きします。また、併せて、選定基準があるかどうか、どの場面で選定するか、それも含めて、お答えいただきたいと思います。

議長 (今宮 裕明議長)  
伊吹産業建設課長。

産業建設課長 (伊吹 真貴博産業建設課長)  
福島議員の再問に、お答え致します。周知については、改めてまた広報等で掲載をして、住民にお知らせをしていきたいと考えております。また、審査の方法ですが、庁議メンバーによる審査を行っております。その場合、全員が賛成の場合に限り、決定するという方法となっております。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)  
1番、福島登君。

1番議員 (福島 登議員)  
すみません、資料をいただいています。A4横版で、今までの申請状況等、交付決定の資料です。それと併せて商工の継続発展支援事業、これもいただいております。これが、1つの団体、個人に重複して出している場面があるのかということ、それを最後に、要するに1つの団体、個人が両方から出るとかどうかということをお聞きして、この質問を終わりたいと思います。

議長 (今宮 裕明議長)  
伊吹産業建設課長。

産業建設課長 (伊吹 真貴博産業建設課長)  
すみません、ちょっと今の質問に対して資料を持ち合わせておりませんので、また改めて、ご回答致します。

議長 (今宮 裕明議長)  
1番、福島登君。

1番議員 (福島 登議員)  
一部、もうちょっと通告しておけば良かったと私も反省しております。ただ、選定基準があるということで、庁議の場面で選定するということが、補助金関係もありますので、一般の方も入れていただけたらいいなというこ

とで考えておりますので、今後、こういう施策については町民に理解が深まるような説明をお願いして、次の質問に移りたいと思います。質問3として、選挙投票所のスロープ設置についてでございます。高齢化に伴い、杖やシルバーカー、車いすを利用する方が増える中、投票所の玄関にスロープを付けていただきたい、という声が多くございます。投票率向上の観点からも、設置が必要と考えますが、執行部のお考えをお聞き致します。

議長

(今宮 裕明議長)  
光本速雄総務課長。

総務課長

(光本 速雄総務課長)  
福島議員の質問に、お答えをします。選挙の投票所につきましては、現在、7箇所投票事務を行っております。集会所、公民館、体育館、そして第一投票所につきましては、倉庫をお借りしまして、投票をしております。ご指摘のとおり、高齢化に伴いまして、杖、シルバーカー、車いすで、投票に来られる方もいまして、どこの投票所も入り口が段になっていまして、住民の方々には、不便をお掛けしております。今後におきましては、順次予算の範囲内で、出来る所からスロープや手すりの設置を検討していきたいと考えております。

また、第一投票所の場所につきましても、検討をして参りますので、宜しくお願ひ致します。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)  
1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)  
次回の選挙は、来年夏の参議院選挙になると思われますが、また同時に、公職選挙法改正による18歳以上の投票も可能になる公算も大きい為、その準備もあると思います。スロープ設置を検討していただければ、それまでに間に合うように準備をお願いし、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長

(今宮 裕明議長)  
福島登君の質問が終わりました。

続いて、高島俊彦君の質問を許します。件名は、空家等対策の推進に関する特別措置法について、他1件であります。答弁者は町長他となっております。高島俊彦君、質問を始めて下さい。

3番議員

(高島 俊彦議員)

それでは、一般質問を行います。宜しくお願い致します。

東洋町でも独自に、空家の所有者に、適切な管理を促す条例を制定しております。が、5月26日、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されました。これについて、4点程質問を致します。

この特別措置法は、防災面で問題がある家屋だけでなく、管理が出来ていない庭木、倉庫なども含まれるのか。

2点目に、住宅、土地統計調査で、2013年10月時点で高知県の空家は6万9000戸で、住宅の17.8パーセント、全国4番目に多いと新聞に載っております。本町の危険家屋の現状は、把握出来ているのか。

3点目に、防災上、所有者に撤去や修繕を勧告、命令が出来るとしても、経費は本人全額負担であり、補助金は無しであります。取り壊せば、固定資産税の優遇を受けられず、税額が最大6倍となる。強権発動しても、トラブルになりかねない、こういうような状態になります。町としても、知識人などを入れた審査協議会を立ち上げてはどうか、というのが、3の質問であります。

4番目に、現在、本町では、防災上問題がある老朽住宅については、本人申請で取り壊し費用上限100万まで、本人負担2割の補助金が出ている制度があります。27年度は、県の当初予算で、500万円予算を組んでしていると聞いています。県外に住んでいる人は、この事業を知らない人が、多分にあります。危険家屋に関しては、行政側から斡旋出来ないのか、お尋ね致します。宜しくお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

高島議員に、お答えしたいと思います。まずですね、措置法の想定している、家屋等の範囲ということであったと思いますがけれども、議員が言われるように、居宅だけではなく、倉庫、あるいは、その敷地に建っている立木等も含めたものが対象となっております。それとですね、町の現状把握というこ

とですけれども、現状は把握は出来ておりません。ということで、一体、空き家が、どのくらいあるのか、という正確なものは、全然掴んでおりません。

続いて、協議会を立ち上げては、というご指摘ですけれども、そのとおり、大変大きな問題を扱うことになります。特措法では、協議会を設置することが出来るとなっております、これを必ず組織しなければならない、というものではありませんが、十分検討する必要があると考えております。

続いて、町外の方への周知について、ということであったと思っておりますけれども、今年度はですね、税務課の協力を得て、本年度の固定資産税の納付書を、町外に発送する際にですね、取り壊しの補助事業の制度のお知らせを同封して送っております、確か500件程度、送ったと聞いております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)  
3番、高島俊彦君。

3番議員

(高島 俊彦議員)

今、住民課長の方から、答弁がございましたが、東洋町の危険家屋に関して、把握が出来ていない。これはやはり、把握は当然、いつ緊急時、起こるかも分かりません。南海地震のことを言っているんですが。やはり、早く把握をして、危険家屋に関しては、対処していかなければならない、と思います。この特措法なんですが、所有者の特定が、今まで難しかったのですが、調べるのに特定するにあたって、調べよくなった。そういうことが、大きなプラスではありますが、問題ある物件の対処については、当然色々なトラブルが生まれると思います。全て、自治体任せである。現在、本町が取り組んでいる老朽住宅の取り壊しの補助以外に、これに該当するような補助金を出す事業は無いのか、お聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)  
光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

再問に、お答えしたいと思います。現在、町が扱っている上限100万円、80パーセントまでの補助金だけしかない、と記憶しております。それとですね、議員が言われましたように、去年、条例を制定しました。何の為に制定したのかということになりますと、なかなか持ち主、あるいは、その関係者を

調査するうえにおいて、根拠法が無い為に、町外戸籍関係の調査が出来ない、ということで制定をしていただいた訳ですが、今回、特措法ではですね、それ以上に、例えば税務資料は、基本的には教えていただけなかった訳ですが、名前、所有者等を特定する為に、必要な部分については、当然問い合わせをかけることも出来ますし、あるいは、電気の使用量とか水道とか、ガスとか、そういうものについても、問い合わせをかける事は可能となりました。そういうことで、持ち主、あるいは、管理する方の特定が、少なくとも前回よりは、もっとやりやすくなったというふうに考えております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)  
3番、高島俊彦君。

3番議員

(高島 俊彦議員)

所有者の特定が、しよくなったということで、本当に、これはね、ひとつ前進、やりよくなったということに繋がるんですけど、所有者に撤去命令、行政側が代執行を行ったとしても、そこに、所有者の費用の支払い義務が発生し、それが、大きなトラブルになると思うんですよね。こういう場合に、例えば、近所の人が、あそこは、うちくの家にもたれかけてきちゅうきんよ、のけてくれとかいう、そういうことやって、はいはいとは、なかなか答えられないような行政側の段階だとは思っていますよ。こういう時に、やはり、審査協議会などを立ち上げて、慎重に取り組んでいただきたい。こう、思うところがございます。どうか、よろしくお願い致します。これで、第1問目の質問は終わりたいと思います。

続いて、商工持続発展事業について、お聞きしたいと思います。同僚議員からの質問もありましたので、ごく簡単に言わせていただきます。商工業者に対して、この補助金が出る支援事業というのは、東洋町で初めてではないでしょうか。商工業者にとって、今の現状は非常に厳しい状況であります。特に小売店は、人口減問題、後継者問題、事業主の高齢化問題などが多々あり、現在では、この東洋町には、数件しか小売店が残っておりません。小売店がなくなれば、町民は困るし、特に高齢者達は、本当に毎日の食事に困ってしまいます。このような支援事業があれば、事業主も設備投資をしなければならないのであれば、店を閉じようかと思っている人も中にはおると思っています。しかしながら、こういう支援事業があれば、あと2、3年頑張ってみようかと思う人も出てくるはずであります。新たに事業を始めよう

とする人にとっても、前向きな考え方になっていきます。頑張っている人たちを、やる気を起こさず、今の東洋町にとっては一番重要なことだと、私は思っております。是非、何年かはこういう支援事業を続けていきたい、いてもらいたいと思うところであります。これで私の一般質問を終わらせていただきます。

議長

(今宮 裕明議長)  
伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)  
高畠議員の質問に、お答え致します。商工持続発展事業についてはですね、申請件数は、27年6月12日現在で、16件あります。その内、交付決定件数は9件であり、残り7件については、これから、審査を行う予定ですが、既に予算額を、全部を交付決定した場合に、予算額をオーバーしていますので、その対応については、補正等で対応していきたいと考えております。以上です。宜しくお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)  
高畠俊彦君の質問が終わりました。

ここで、大坂副町長から発言の申し出がありましたのでこれを許します。  
大坂副町長。

副町長

(大坂 哲也副町長)  
大変貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。退任にあたりまして、ご挨拶をさせていただきますが、この度は、全てに渡り、ご配慮を賜りましたことを、改めまして、お礼を申し上げます。ありがとうございます。  
本会議開会日、松延町長の行政報告の中で、私の任期満了でという気持ち、100パーセント受け止めていただきましたうえ、身に余るお言葉をいただき、感謝の念に堪えません。が、同時に、この4年間、副町長としての職務を十分果たせたのかな、複雑な気持ちでいっぱいでした。しかし、本日、副町長の人事案件が、議員全員の賛成をいただき決定したことで、私としては、肩の荷が少し軽くなったような気が致しております。後任の光本副町長には、去って行く私が言うのもなんですけれども、補佐役として頑張っていたきたい、ただただ、そう願っております。



私、明日16日の任期満了をもちまして、退任致します。昭和52年4月に奉職以来、税務課からスタートし、町民課、教育委員会、総務課、企画課、税務課、議会事務局、そして、平成23年6月に、副町長として、1期4年間でしたが、それぞれの立場で、職責を全う出来ましたことは、議会議員の皆様をはじめ、関係各位の皆様方のご指導、ご鞭撻のおかげである、と深く感謝し、お礼を申し上げるものでございます。本当に、お世話になりました。ありがとうございました。退職後は、健康に留意し、今まで疎かになっておりました、家族と過ごす時間を大切にしていきたいと思っております。そして、今後は、裏方として側面から東洋町を見守っていきたい、と考えておりますので、今後とも、よろしく願い致します。

結びとなりますが、東洋町の限らない発展と、この場におられます皆様方の益々のご活躍を、心からご祈念申し上げまして、言葉が整いませんが退任の挨拶とさせていただきます。長い間、本当にありがとうございました。

議長

(今宮 裕明議長)

大坂副町長、ありがとうございました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

これにて、本日の会議を閉じます。

これで、平成27年第2回東洋町議会定例会を閉会します。どうもお疲れ様でした。これにて議会放送を終了致します。

(閉会時間:13時57分)